



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料

平成29年5月31日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

61業者(建設業者)に立入検査、31業者に勧告

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部

『平成28年度の活動結果』及び『平成29年度の活動方針』

中国地方整備局では、平成19年4月より、建設業法令遵守推進本部を設置し、建設業者の法令違反情報等の収集や建設業者への指導・監督を行っています。

平成28年度は、61業者(建設業者)に立入検査を実施し、契約に係わる不備等による勧告を31業者に対して行いました。

平成29年度は、新たな取り組みとして、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加した「建設業法令遵守ガイドライン」の改訂の周知に努めます。

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の『平成28年度の活動結果』及び『平成29年度の活動方針』は、別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表) : (平日・昼間)

【担当】

建政部 建設産業調整官 しな がわ 品川 たかし 隆 (内線6112)

建政部 計画・建設産業課長補佐 ふる た 古田 かつ のり 勝則 (内線6142)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 さか や 坂屋 まさ ゆき 政之 (内線2117)

企画部 環境調整官 あ だち 足立 つかさ 司 (内線3114)

I. 平成28年度の活動結果

平成28年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は下記のとおりです。

1. 建設業者への立入検査・監督処分・勧告など

平成28年度は、61業者に立入検査を実施しました。

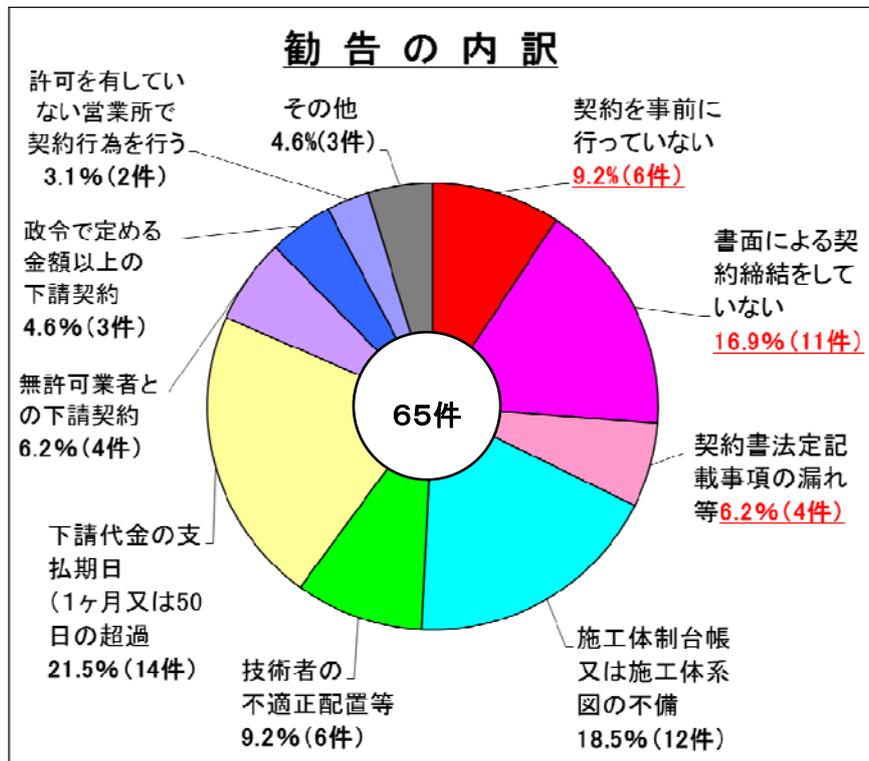
【内訳】

- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査・・・33業者
- フォローアップを目的とした立入検査・・・21業者
- 駆け込みホットラインへの通報案件に対する立入検査・・・3業者
- 平成27年度に違反疑義が発覚し、継続調査のための立入検査・・・4業者

立入検査の結果により、31業者に対し、改善のための文書勧告を実施しました。これは、立入検査実施業者の約5割にあたります。

過去に立入検査を実施し、勧告を行った業者への改善状況確認を目的とする立入検査(フォローアップを目的とした検査)を21業者に対し実施した結果、17業者について改善が図られていることが認められました。

勧告に係る改善事項の総数は65件であり、このうち契約に係わる不備が21件(約3割)を占めていました。



注) 赤字・・・契約の不備に関する事項 [合計で32.3%(21件)]

監督処分・勧告（立入検査以外）の措置状況

- 「営業停止」 1業者 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反
- 「指 示」 1業者 ・労働安全衛生法違反
- 「勧 告」 2業者 { ・営業所専任技術者の不適正配置
・無許可業者との下請契約

2. 各県担当部局との合同立入検査

平成22年度より、元請下請取引の適正化を広く推進するため、各県知事許可部局と連携のうえ各県知事許可業者に対して合同立入検査を実施し、各県知事許可業者に対する指導も行っております。

平成28年度は、11月の建設業法令遵守推進月間を中心に11業者に実施しました。

3. 法令違反に関する通報の受付

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

平成28年度は、「駆け込みホットライン」に寄せられた通報等は62件あり、その内訳は次の通りでした。

【内訳】

- 法令違反に関する疑義 7件
- 不払い相談 10件
- 社会保険未加入に関する相談 . . . 28件
- その他相談 17件

4. 法令遵守の普及・啓発に向けた行事

建設業における法令遵守が図られるよう、『建設業適正取引推進月間』（11月に実施）での集中的な取り組みをはじめとし、1年間に様々な講演会等を開催し、法令遵守の普及・啓発に努めています。

平成28年度は、計33回の講習会等を開催し、建設業関係者を中心に延べ1,863名に参加いただきました。

【講習等の内訳】

- 建設業適正取引推進月間に各県と共催で講習会を開催 5回
- 建設業団体等が開催する講習会、研修等への講師派遣 12回
- 建設業団体との意見交換会等での周知 16回

II. 平成29年度の活動方針

別紙のとおり

平成29年5月

平成29年度中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

平成19年度に創設した建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」という。）の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果が上がっているものの、依然として不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組の充実が必要になっている。

このため、平成29年度中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針を以下のとおり策定する。

I 今年度の新たな取組

下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取組

下請代金の支払いに関して、平成28年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段についての通達の見直しが行われたことを受け、平成29年3月に建設業法令遵守ガイドラインが改訂され、下請代金はできる限り現金払いとすること等が追加されたところであり、その周知徹底に努める。

II 継続的な取組

1. 通報制度等の活用

(1) 「駆け込みホットライン」等の運用

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」と、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の利用促進に向け、より一層の周知を図る。

(2) 発注部局等との連携

全ての工事において、施工体制台帳を通じて、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合、発注部局や関係機関との連携を図りながら、加入指導を行う。

2. 立入検査の実施

(1) 建設業法違反の是正に関する立入検査

「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等への通報、建設業許可及び経営事項審査において、建設業法違反等の疑義があるものに対して立入検査を実施する。

(2) 元請下請取引の適正化に関する立入検査

下請取引等実態調査の結果、建設業法違反等の疑義のあるものから選定し、立入検査を実施する。

(3) フォローアップを目的とした立入検査

過去の立入検査において、次の重点項目の勧告を受けた建設業者から選定し、立入検査を実施する。

■重点項目

①請負契約の不備 ②施工体制台帳の不備 ③技術者の不適正配置

(4) 外国人建設就労者受入事業に関する立入検査

賃金不払いや不法就労等の問題が生じないように、外国人建設就労者受入事業に関する立入検査を実施する。

全ての立入検査時において、以下の項目について調査・指導を行うことにより、社会保険加入対策をより一層強化する。

- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知徹底
- ・法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用状況等の確認

また、労働災害防止対策に係る安全衛生経費の確保に関する調査も併せて実施する。

3. 建設業法令遵守ガイドラインの周知・徹底

建設業法令遵守ガイドラインをはじめ、告示や通知等の発出など建設業行政の動向について、立入検査、講習会等の機会を通じて、周知徹底に努める。

4. 「建設業取引適正化推進月間（11月）」の取組

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」について幅広く周知しつつ、取組内容の充実に努める。特に、推進月間期間中は関係機関（管内各県と関係省庁等）との一層の連携強化に努める。

5. 関係機関との連携

- ① 管内各県及び関係機関との合同立入検査の実施
- ② 管内各県との共催による建設業法に関する講習会の実施
- ③ 警察部局と連携を密にした暴力団排除の継続